



栃木県公報

平成 29 年
7 月 4 日(火)
第2898号

目 次

| | |
|------------------------|-----|
| 告 示 | |
| ○臨時種畜検査の実施..... | 587 |
| 公 告 | |
| ○大規模小売店舗の新設の届出..... | 587 |
| ○開発行為の工事完了..... | 589 |
| 監 査 委 員 | |
| ○監査の結果に基づく措置状況の公表..... | 589 |
| 正 誤 | |
| ○第2895号中..... | 594 |

告 示

栃木県告示第320号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成29年 7月 4日

栃木県知事 福 田 富 一

| 検 査 日 時 | | 検 査 場 所 |
|----------|-------|---------|
| 月 日 | 時 刻 | |
| 7月28日（金） | 午前10時 | 那須塩原市 |

（畜産振興課）

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成29年11月6日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年 7月 4日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
トライウェル益子店
芳賀郡益子町大字益子字栗崎2795番1 他4筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社トリアルカンパニー
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

株式会社トライウエル

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年2月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,615㎡
- 6 駐車場及び駐輪場の収容台数
駐車場 54台
駐輪場 40台
- 7 荷さばき施設の面積
27㎡
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
10㎡
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- 11 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 13 届出年月日
平成29年6月23日
- 14 縦覧場所
栃木県産業労働観光部経営支援課

II

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
トライウエル茂木店
芳賀郡茂木町大字茂木字番ノ前1398番2 他11筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社トライアルカンパニー
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
株式会社トライウエル
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年2月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,857㎡
- 6 駐車場及び駐輪場の収容台数
駐車場 64台
駐輪場 35台
- 7 荷さばき施設の面積
27㎡
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
10㎡
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

10 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

11 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

13 届出年月日

平成29年6月23日

14 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年7月4日

栃木県知事 福 田 富 一

| 開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称) | 開 発 許 可 を 受 け た 者 | |
|---|---------------------|----------------------|
| | 住 所 | 氏 名 |
| 河内郡上三川町大字多功字愛宕山645番3、647番3 | 河内郡上三川町大字多功1868番地 | 吉 田 茂 介 吉 田 祐 介 |
| 下野市細谷字上宿596番5、596番7、596番8 | 栃木市田村町611番地1 | 平 野 大 輔 |
| 下野市国分寺字サイ川369番1 | 下野市国分寺369番地2 | 手 塚 由 貴 子 手 塚 智 一 |
| 下都賀郡壬生町大字下稲葉字原太神1057番4 | 下都賀郡壬生町大字下稲葉1294番地3 | 小 島 正 司 |
| さくら市氏家字大野3260番2、3260番3、3260番4、3260番5 (開発行為に関する工事) さくら市氏家字大野3260番29の一部 | さくら市氏家3260番地32 | 社会福祉法人愛美会 |

(都市計画課)

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事及び栃木県教育委員会から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年7月4日

| | | |
|---------|-----|-----|
| 栃木県監査委員 | 佐 藤 | 良 |
| 同 | 亀 田 | 清 |
| 同 | 金 井 | 弘 行 |
| 同 | 石 崎 | 均 |

監査の結果の措置状況

| 監査対象機関名 | 監査年月日 | 監査の結果 | 講じた措置 |
|----------|-------------|--|--|
| 宇都宮県税事務所 | 平成28年11月15日 | 収入・支出事務のうち、不動産取得税において、賦課の決定を行わないまま、減免の決定を行っているものが5件あった。賦課決定処分により納税義務を発生させてこそ、その後の納税義務者の不服申立てや減免申請につながるものであり、今後は適正な事務の処理に努められたい。 | 今後は、不動産取得税の課税において、減免要件を満たす事案においても、賦課決定を行った後、減免の事務処理を行うよう適切に対応して参ります。 |
| こども政策課 | 平成28年8月19日 | 財産・物品管理等事務のうち、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係る債権の管理において、財務会計システムと個別システムである母子父子寡婦福祉資金貸付システムの、調定額、収入済額及び収入未済額は本来一致すべきであるが、それぞれが一致していなかった。 | 指摘を受けた両システムの金額の不一致については、個別システムの入力ミス等を修正することで一致させました。今後は、事務処理過程のマニュアル化や、複数職員によるチェックを徹底するなど、再発防止に努めます。 |
| 衛生福祉大学校 | 平成28年11月15日 | 収入・支出事務のうち、衛生福祉大学校運営費に係る栃木県乳児院等合同施設負担金の支出において、当該負担金は、県が区分所有権を有する施設の運営に要する光熱水費等の経費を関係団体と面積割等で按分し、栃木県乳児院等合同施設管理者（以下「管理者」という。）に対し支出しているものであるが、平成27年度の当該負担金に係る決算では、1,056,167円の精算残金が生じていた。 当該精算残金は、本来、衛生福祉大学校に返還されるべきものであるから、速やかに管理者に対し返還請求されたい。 | 精算残金については、速やかに返納処理を行いました。今後は、協定書どおりに概算払とし、概算払精算書の提出において精算残金が発生した場合には、速やかに返納手続を行います。 |
| 衛生福祉大学校 | 平成28年11月15日 | 収入・支出事務のうち、県有財産使用許可に伴う食費光熱水費等弁償金において、当該収入は納入通知書を発した日の属する平成28年度の歳入とすべきところ、平成27年度の歳入としていたものが3件219,402円あった。 | 複数の職員による相互チェックを行うなど、適正な事務執行に努めます。 |
| 県南児童相談所 | 平成28年10月21日 | 収入・支出事務のうち、児童相談所費に係る委託料の支出において、支出時期が遅延しているものが5件248,400円あった。今後は、内部チェック機能の強化を図るなど、再発防止に努められたい。 | 支払遅延防止のため、支出状況を複数の職員により相互に確認するなど、今後はチェック体制の強化を徹底し、適正な事務執行に努めます。 |

| | | | |
|----------|-------------|---|--|
| 日光土木事務所 | 平成28年11月22日 | <p>財産・物品管理等事務のうち、県有財産の土地の貸付けにおいて、契約期間終了後も継続して土地が使用されており、契約更新事務が行われていなかった。このような状態となったのは、賃借人との意思の疎通の欠如と内部チェック体制が機能していないことが原因である。財産管理上、著しく適正を欠く状態であるので、早急に是正措置を講じるとともに再発防止に努められたい。</p> | <p>平成27年度の県有財産土地貸付契約更新事務については、両者協議の上、賃貸借契約書を締結し、貸付料を平成28年12月5日に収納しました。さらに、貸付け事務マニュアル及び事務処理チェックリストを作成し、複数の職員が確認できる体制づくりを図りました。また、各課で管理していた貸付・借受財産について、管理部総務課において契約や収納状況を定期的に確認し、チェック体制の強化を図り適正な事務執行に努めます。</p> |
| 大田原土木事務所 | 平成28年12月2日 | <p>委託事務のうち、道路保全事業費（補助）に係る橋梁定期点検業務委託の設計積算において、交通誘導警備員の計上日数を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件291千円あった。</p> | <p>積算に当たっては、交通誘導警備員の人員配置、必要日数を適正に計上すべく、所内技術調整会議において周知徹底、積算体制の強化を図りました。また、設計書チェックリストの項目を追加することにより、検算体制の強化を図りました。</p> |
| 上都賀教育事務所 | 平成29年2月3日 | <p>給与事務のうち、超過勤務手当において、1日1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かれている職員の超過勤務時間数の算定に当たって、当該職員を1日45分の休憩時間を勤務時間の途中に置かれている職員と誤認して算定したことから、支給不足となっているものが2件68,665円あった。</p> | <p>支給不足分については、速やかに追給処理を行いました。今後は、再発防止のため、研修会を通じて小中学校の事務指導を徹底するとともに、内部でのチェック体制をより一層強化し、適正な執行に努めます。</p> |
| 安足教育事務所 | 平成29年1月10日 | <p>給与事務のうち、勤勉手当において、基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、その全期間を除算することとなっているが、育児休業期間のみを除算したことから、過支給となっているものが1件62,325円あった。</p> | <p>過支給分については、速やかに返納処理を行いました。今後は、再発防止のため、研修会、事務指導等を通じて小中学校の事務指導を徹底するとともに、教育事務所においては、複数職員による審査、確認のチェックをなお一層徹底するなど、適正な執行に努めます。</p> |

| | | | |
|-----------|------------|---|---|
| 宇都宮商業高等学校 | 平成29年2月17日 | 収入・支出事務のうち、奨学のための給付金（公立）事業費に係る扶助費において、扶養親族数を誤ったことから、支出不足となっているものが1件92,300円あった。 | 不足分については、申請者に対して、速やかに追加支給しました。 今後は、複数で確認作業を行う等チェック体制を強化し、再発の防止に努めます。 |
| 小山北桜高等学校 | 平成29年2月17日 | 収入・支出事務のうち、奨学のための給付金（公立）事業費に係る扶助費において、扶養親族数を誤ったことから、過支出となっているものが1件92,300円あった。 | 過支給分については、申請者に対して速やかに返納通知書を送付し納付を依頼いたしました。 今後は、各学年ごとに担当職員を設置し、相互に確認することでチェック体制を強化し、適切な事務処理に努めてまいります。 |
| 栃木女子高等学校 | 平成29年1月13日 | 収入・支出事務のうち、高等学校等就学支援金において、保護者の市町村民税所得割額の合算した額が基準額を超過しているにもかかわらず、これを見落としたため、過支出となっているものが1件118,800円あった | 過支給分については、今回誤認定をしてしまった保護者に対して、速やかに返納処理を行いました。 今後は、チェック体制の更なる強化を行い、再発防止に努めます。 |
| 栃木工業高等学校 | 平成29年1月20日 | 給与事務のうち、産業教育手当において、月の初日から末日までの間において引き続き16日以上勤務をしなかったにもかかわらず、手当の一時停止を行わなかったことから、過支給となっているものが1件160,000円あった。 | 速やかに産業教育手当の一時停止を行い、遡及、返納処理を行いました。 今後は、出席簿・休暇簿等の確認を徹底し、支給要件の有無のチェックを強化する等、再発防止に努めます。 |
| 足利工業高等学校 | 平成29年1月10日 | 財産・物品管理等事務のうち、公有財産及び物品の管理において、寄附により取得した大型電光掲示板、パソコン等に係る公有財産台帳及び備品管理台帳を整備していなかった。 | 大型電光掲示板については、速やかに公有財産台帳整備を行うとともに、パソコン等についても備品台帳整備を行いました。 今後は、再発防止のためチェック体制を整え、適切な事務執行に努めてまいります。 |
| 真岡女子高等学校 | 平成29年2月17日 | 収入・支出事務のうち、奨学のための給付金（公立）事業費に係る扶助費において、扶養親族数を誤ったことから、支出不足となっているものが2件184,600円あった。 | 不足分については、申請者2名に対して、速やかに追加支給しました。 今後は、複数で確認作業を行う等チェック体制を強化し、再発の防止に努めます。 |

| | | | |
|-----------|-------------|---|---|
| 鳥山高等学校 | 平成29年1月17日 | <p>契約検収事務のうち、元鳥山女子高等学校グランド復旧工事に係る指名競争入札を行った案件について、再度の入札に付してもなお落札者がなかったため、随意契約により契約を締結しているものがあった。しかし、当該随意契約は当該指名競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更した内容で締結したものであり、地方自治法施行令第167条の2第2項の規定に違反したものであった。なお、当該指名競争入札の再度入札した金額と予定価格との大きな乖離を考慮すれば、開札後直ちに入札を打ち切り、仕様、予定価格等に見直しを加えた後、新たな入札に臨むべき事案であったと考える。今後は、関係法令を遵守し、適切な事務の執行に努められたい。</p> | <p>入札制度を含めた地方自治法等の法令・規則等を職員が更に理解を深めるとともに、チェック体制を強化し、適切な事務執行に努めてまいります。</p> |
| 黒磯高等学校 | 平成28年11月22日 | <p>収入・支出事務のうち、奨学のための給付金（公立）事業費に係る扶助費において、扶養親族数を誤ったことから、支出不足となっているものが1件92,300円あった。</p> | <p>不足分については、申請者に対して、速やかに追加支給しました。今後は、チェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めます。</p> |
| のぞわ特別支援学校 | 平成29年1月13日 | <p>給与事務のうち、扶養手当等において、特定期間にある扶養親族たる子があるにもかかわらず、扶養手当の月額を改定を行わなかったことから、支給不足となっているものが1件120,454円あった。</p> | <p>扶養手当・地域手当・期末手当の支給不足分については、速やかに追加支給しました。今後は、チェック体制を強化し、再発防止に努めます。</p> |
| 国分寺特別支援学校 | 平成29年2月17日 | <p>給与事務のうち、期末手当及び勤勉手当において、在職期間の算定を誤ったことから、過支給となっているものが1件149,031円あった。</p> | <p>過支給分については、返納処理を行いました。今後は、事務担当者及び出納員による相互チェックをなお一層徹底して、給与事務の適正な事務執行に努めます。</p> |
| 那須特別支援学校 | 平成29年1月27日 | <p>給与事務のうち、通勤手当において、一方通行の事由により往路と復路の自動車の使用距離が異なっているにもかかわらず、往路のみの使用距離で認定したことから、過支給となっているものが1件50,270円、支給不足となっているものが1件28,190円あった。</p> | <p>過支給分及び支給不足については、速やかに返納・追給の処理を行いました。今後は、再発防止のため、事務担当者及び出納員での通勤手当の認定確認を徹底し、適正な事務執行に努めます。</p> |

正 誤

| 発行番号 | ページ | 行 | 正 | 誤 |
|--------|-----|------|------|------|
| 第2895号 | 553 | 下から3 | 東 隆由 | 東 隆由 |